

嘉手納村広報

発行所 嘉手納村役所
電話 (076) 2001番
印刷所 セントラル印刷所
電話 099-2273

講和前 損失問題など 七件を審議

審議日程及び結果

第一回臨時 議会は、去る 二月二十四日 開会されま した。この日 はまず会期を 二月二十九日 までの六日間 と決定し、議 案第一号の嘉 手納村民会館 管理條例の一 部を改正する 條例案、第二 号嘉手納村民 館條例の一部 を改正する條 例案本紙一面 掲載の二議案 を原案どおり 可決し、陳情 第十二号の斗 牛場設置に関 する陳情につ

いては陳情者からの撤回請 求がありましたのでこれに 同意し、議案第三号補助金 支出に於て(宮前幼稚園 及び陳情第一号宮前幼稚園 及び陳情第一号宮前幼稚園 及び陳情第一号宮前幼稚園 及び陳情第一号宮前幼稚園) 審議日程及び結果

去る三月二十七日招集の三月定例 議会に於いていかにも村当局職員が 工事施行にあたり請負業者より不正 な金を受領しているかのようになり 哲議員の発言並に四月四日と四月 六日の沖繩タイムズの記事に対し 調査したところかように不正な金を受 領した事実はまづたくありませんの でここに声明する

一九六四年四月七日
嘉手納村長 伊礼春昌

政委員会) 議案第三号及 び陳情第一号の審査を行 った。二月二十八日(総務委員 会) 議案第一号及び議 案第二号の審査を行う。 二月二十九日(本会議) 議案第一号宮前幼稚園々々 舎建築費補助方に関する陳 情(採択) 議案第三号補 助金支出に於て(原案可決) △議案第一号嘉手納村民会 館管理條例の一部を改正す る條例案(原案可決) △議 案第二号嘉手納村民館條例 の一部を改正する條例案 (原案可決) △議案第三号 補助金支出に於て(財政 委員会付託) △陳情第一号 宮前幼稚園々々舎建築費補 助方に関する陳情(財政委員 会付託) △議案第一号講 和発前前の損失補償問題早 期解決方推進に関する要請 決議案(総務委員会付託) △議案第二号市外バスの 路線変更に関する要請決議 案(総務委員会付託) △ 陳情第十二号斗牛場設置に 関する陳情(撤回請求に同 意)

未払い、個人財産の損失、 人身被害等があつて、人権 及び財産権を尊重する民主 主義の理念に基いて解決し なければならない由々しい 重要問題を内包しているの で対流経済援助問題とは本 質的にその性格を異にする ものであり、早期解決が遅 れた場合は曾ての軍 用土地問題以上の事態の発 生も予見され得る。 今後の米米関係の ために関係住民の宿願で ある対日平和条約発効前前 の損失に対する補償問題を早 急に解決して戴くよう特別 の御配慮を賜りたく要請 いたします。右決議する。 一九六四年二月二十九日 沖繩嘉手納村議会

米国大統領 上下両院議長 国防長官 陸軍長官 琉球列島高等弁務官 市外バスの路線変更 更に反対する要請 決議

那覇市内における市外バ ス路線の変更を検討してい る政府は、去年十月二十日 の具体案を発表して、それ によれば、交通が最も 混雑している国際通りは市 意志として認められるわけ であり、人間の行動が その人の頭脳で決まってい くのと同様に、本村の意思は 議会という機関即ち頭脳に 相当する議決機関が定め、 村長その他の執行機関によ つて村の政治が執行されて いくのであります。このよ うに重要な役割をもつ議会 がどのように運営され、議 員が住民の意志をどのよう に議会に反映しているか、 村広報の限られた紙面にお いて満足に知ることができ ないと存じますので、何卒、 実際に村議会を傍聴しな された後、御願ひ申し上げる 次第であります。議 会には定例議会と臨時議会 があり、定例議会は、

外バスをいつきいしめ出し、 新たに一号線、久茂地川和 線、重川通り、旭橋が主線 となつており、その理由とし て(一)時間的影響の交通量 に及ぼす影響(二)市外線バス の市内を運行するための経 費等が有利である(三)交通 量の増大が予想され、 一九六四年二月二十九日 嘉手納村議会 琉球政府行政主席殿 市外バス路線変更 反対の理由

市外バスの市内締め出し 理由により反対し関係当局 の再考を要請する。 右決議する。 一九六四年二月二十九日 嘉手納村議会 琉球政府行政主席殿 市外バス路線変更 反対の理由

市外バスの市内締め出し 理由により反対し関係当局 の再考を要請する。 右決議する。 一九六四年二月二十九日 嘉手納村議会 琉球政府行政主席殿 市外バス路線変更 反対の理由

村議会の 傍聴について

民主政治の理想は、全住 民が一定の場所に集つて直 接意見を述べ、多数決の原 理に基いて物事を決定し、 政治を行うことである。 然しながら、現代社会にお いては全住民が集つて話し 合い、結論を出してこれを 行うということは、不可能 に近いことである。 そこで「代議制度」とか 「議会制度」という方法が

生まれて、公選によつて一 定数の代表者を選んで、そ の代表者が集つて会議を開 き、物事を決定するやり 方、これが代議制度であり ます。したがって、議会は 住民の直接選挙によつて選 出された議員をもつて構成 する住民の代表機関である ということになり、この議 会が決定する案件以外の ものは法律上、住民全体の

本村の条例の定めるところ により毎年四月即ち三月、 六月九月及び十二月に開か れるのでありますが、期日 につきましては村の行事そ の他の事情も勘案しなければ なりません。そこで、議会 開会の日は少くとも開会三 日前までに村役所前の掲示 板に告示されているのであ りますが、住民の皆様へ 広く周知せしめる方法の一 つとして日刊新聞の紙上を 利用している次第でありま す。

住民の日常生活と直結する 村政の諸問題を検討してい る議会において、私達の選 んだ議員がどのように住民 の意志を反映させているか 選挙後の監視も怠つてはな らないであります。議会 傍聴は、原則として誰でも

傍聴できるものであります。 傍聴できるのは、住民から の数人なる委任を受けて住 民に代つて村政の問題を審 議する神聖な場所であり、 各議員が住民の声を十二分 に発揮できるように努められ なければなりません。 白痴者、醜態者、兇器その 他危険と認められる物品を 持ち込む者、他人の嫌忌すべ き病氣にかかつた者、旗、の ぼり、プラカードその他気 勢を示すおそれあるものを 持つてくる者、傍聴を禁じ られております。村議会を 傍聴なさる場合は、先ず、

村役所会議室(二階)に傍 聴席が設けられてあります のでその入口の受付所に備 えてある傍聴人名簿に住所 氏名等を記載してから傍聴 席に入場することになつて

おります。議会の開会時間 は午前十時から午後四時ま で(途中昼食時間及び休憩 時間があります)と定めら れておりますので、傍聴なさ れる方は、この時間内に傍 聴なさつて下さるよう御願 いします。なお、傍聴席に おいては、次の事項を遵守 しなければなりません。 一、会議場の言論に対し、 可否を表明しないこと 二、喧嘩にわたり議事を妨 害しないこと。 三、帽子、外套の類を着用 しないこと。 四、杖の類を携帯しないこ と。 五、如何なる事由があつて も議場に入らないこと 以上が傍聴人の遵守事項と なつております。 御承知のように「傍聴」は 議事がどのように行われて

村議会傍聴者調 (2月29日現在)

年	総数	月												
		2	3	4	6	7	9	10	11	12	計			
60	7人	—	5	—	1	—	—	—	—	—	—	—	1	41
61	109	14	3	—	37	—	—	—	—	—	—	—	—	6
62	51	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	3
63	50	—	1	—	16	—	—	—	—	—	—	—	—	3
64	2	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	219	16	9	—	53	—	—	—	—	—	—	—	—	51

備考 61年は村議選挙のあつた年

印鑑条例の一部が 改正されました

二月の臨時議会で本村の 印鑑条例の一部改正になり 去る三月一日からこれを施 行してまいります。今度改正さ れた箇所は第三条と第七條 で、これまでは本村に住所 を有するものであれば一人 一個に限り印鑑登録を受け ることが出来ましたが今度 の改正で、住民登録を受け ていなければ出来ないよう になつたこと、病氣その他 やむを得ない理由により代 理人が印鑑登録、改印登録 をする場合委任状を添えれ ば登録できたが、今度の改

私儀今般嘉手納村字何々何番地何某を代理人 と定め左の権限を委任する。 一、印鑑登録に際すること 二、印鑑証明書交付に際すること 右委任する

嘉手納村長殿 住所 嘉手納村字何々何番地 氏名 何 某

伸びゆく農家の道しるべ

かくさず正確な答で 二協力を二

農業調査始る

三月二十日～四月二十日

統計庁では三月二十日から四月二十日までの間に農業調査を全国的に実施することになりました。この調査は十年に一回、その間、臨時に五年目に調査が行なわれることになっていて本土においては、戦後一九五〇年二月に第一回、一九五五年二月に第二回、一九六〇年二月に第三回の調査が行なわれていました。戦後、琉球においては当時の琉球農林省が一九五一年二月に始めて実施しておりますが、戦後琉球においてはこの調査が行なわれるのは今回が第二回目です。

統計庁が行なうことになったこの調査の結果は、これからの琉球農業をどのような方向に進めて行くかを決める基礎的な統計資料として利用されるわけであり、その利用はより正しい統計を得ようとするため、計費をこの調査のために使っています。今までの経験によくと私達の申告したこととが、徴税の目的に使われはしないかと、こういうことを申告すれば生活保護が打ち切られはしないかといった心配で申告をしぶる場合が多いようですが統計法では皆さんから集められた資料は統計上の目的以外に使用してはならないように固く禁じられています。

又調査員に対しても申告者の秘密を保護することを命じていますので安心して正直な申告をして下さい。そして琉球の農業発展のためにこの調査の結果がじゅうぶんに役立つものとなるよう調査にあたってお互いに心がけたいものです。

こんな世帯が 調査の対象となる

農業調査の対象となる農家は、

- 1、経営耕地面積が一五〇坪以上である世帯
- 2、乳用牛一頭以上飼っている世帯
- 3、繁殖、種付、肥育、農業用役の目的で牛(水牛を含む)又は馬を一頭以上飼っている世帯
- 4、豚一頭以上飼っている世帯
- 5、山羊三頭以上飼っている世帯
- 6、成鶏、あひる、がらよるを三〇羽以上飼っているか、又は三種類あわせて三〇羽以上飼っている世帯
- 7、みつ峰を一郡以上飼っている世帯
- 8、過去一カ年間に於ける農業生産物の販売額が五〇万以上ある世帯

以上の1から8までのいづれかに該当する世帯は調査の対象となり調査員が訪ねられます。その他農業事業体や行政区の農業に関することも調査が行なわれます。

青少年健全育成運動について

村民の皆様方既にマスコミを通しておわかりのように入春の四月六日より五月十日までの五週間は、青少年健全育成運動期間として琉球政府の主唱により、全琉をあげて強力且つ中広い運動が展開されていますが、本村におきましても、嘉手納署、村当局、教育委員会、各学校、村社会福祉協議会が相提携し、更に村内各種団体の協力を得て本運動の着実な推進を期したいと思っております。

尚、本運動期間中の村総合実施計画のあらましを左に列挙しますと、

- △横断幕の掲揚嘉手納村子供愛護会の製作による横断幕を、村内三ヶ所に掲示する。
- △広報車による街頭宣伝村広報車によって、各週間の趣旨を広報宣伝する。
- △本運動実施のための打合せの開催村内各種機関団体の代表者の集りをもつて運動期間中の実施事項について打合せをする。
- △児童生徒との懇談会開催青少年の道義高揚の見地から小学校、中学校の各区代表の児童生徒と、大人の側(父親代表として)
- △保護家庭の児童生徒への学用品配布村予算、会社事業費より学用品を購入し、配布する。
- △街灯の補修取付け環境浄化整備のため、街灯の既設箇所、及び新規取付けを要する箇所を調査の上補修取付けをする。
- △古井戸の被覆危険防止のため、飛行場外周辺の古井戸にふたをするため現在村で製作中。
- △遊び場整備の呼びかけ四区、九区の遊び場を本運動期間を機会に、尚一層整備して貰うよう呼びかける。

どんなことを 調べるか

- ① 世帯員についてなまえ、生年月日、男、女の別、農業や農業以外の仕事に従事しているかしていないか等
- ② 土地について経営面積、耕地の数等
- ③ 家畜について、牛、馬、豚、山羊、にわとり等の飼養数
- ④ 農業のために雇い入れた延べ人員数
- ⑤ 農用機械、器具についてその所有台数、使用状況等
- ⑥ 農産物について、稲、麦、サビ、パイン、野菜等の収穫面積や販売額等
- ⑦ その他農家に関すること

⑦ 上記の①から⑦まで、だいたい大まかに云つて、以上のようなことについて調査します。

春季清掃週間

明るい家庭は 清掃から

四月十六日から二十三日までの七日間全琉一斉に清掃週間が実施されることになりました。高実施要項は次のとおりであります。本村では特にチリ箱の設置排水の浸透及び改修に重点を置いて実施したいと思っております。村民各位の御協力を願います。

四月十六日から二十三日 実施要項

- △家族昆虫の発生源除去とその駆除
- △汚物の衛生的処理の徹底
- △畜舎、堆肥舎、便所等の補修及び衛生的管理
- △下水溝の浸透並びに改修
- △家屋内外の採光、通風の改善
- △汚水の衛生的処理

村の定例清掃日

毎月第二日曜日

これは去る二月十五日の自治会長会で決定されたものでこの日は各世帯とも家族そろつて家屋内外の清掃、排水路の整備、畜舎の清掃等を全村民が一体となつて行なわれることになっております。なおこの日に各家庭から搬出されたチリは村役所で運搬処理することになつておりますので毎月第二日曜日には村民各位が進んで家屋内外の美化に努めてもらうよう村総務課では御協力をお願いします。

村役所構内 一方通行

2月24日から

一日も早く交通事故をなくしようという関係者の必死の努力にもかかわらず、交通事故は後を断たない有様である。特に近年は自家用車がふえてせまい村役所の構内もまたま所用でこられる方々の事で混雑するそこで万一にそなえてその善処方を警察にお願いしていた所、去る二月二十四日から一方通行になりました。しかしこれまで自由に入出入り出来た関係でたまたま違反者が見受けられますので所用でこられる運転手の方々は十分注意して下さい。



庁舎前庭園を一段と美化

村民の親める庁舎に

村民の皆様には、すでに御存知のことと思いますが、村では庁舎前の庭園に工夫を加えました。これまで同庭園に植えられた植物はフェニックス、千木木等十種類以上ありますがそのほとんどが観葉植物であるため、野山に色とりどりの草花が美しく咲き出しているだけで、すこしの変化もみられませんでした。そこでなんとか人目をひきつける美しい庭園にしようと、ひととおりサクをなしました。

井戸は七ヶ所とも非常に危険でこれまで数匹の犬が落ちてくむという騒ぎまでおきています。

五ヶ所はフチもなく雑草におおわれていたため一見して井戸とは気が付かない。深さはほとんど十メートル余もあり大人でも落ちくむ危険があるもので総務課では一五〇キロもある重量のフタをかける計画ですが、父兄の皆様も同地域に子供達を出入りさせないよう十分御注意下さい。

あぶない古井戸

16号線南側に7ヶ所

去る三月十二日嘉手納地区警察署より警察前からロタリまでの軍用地(黒認耕作地)内に戦前の古井戸が七ヶ所あり、同地域は附近の子供達がよく出入りしており最も危険であるか、と報告されました。井戸は七ヶ所とも非常に危険でこれまで数匹の犬が落ちてくむという騒ぎまでおきています。

五ヶ所はフチもなく雑草におおわれていたため一見して井戸とは気が付かない。深さはほとんど十メートル余もあり大人でも落ちくむ危険があるもので総務課では一五〇キロもある重量のフタをかける計画ですが、父兄の皆様も同地域に子供達を出入りさせないよう十分御注意下さい。

育英の申込は早目に

締切四月三十日

嘉手納村育英会

本村に住民登録を有し二年以上居住して他から育英資金の貸付を受けていない私立大学生及び高校生(短期大学生及び定時高校生は除く)で本会から育英資金の貸付希望の方は四月三十日までに出身学校長又は現在在学する学校長の推薦書に、左記書類を添えて本会に提出下さい。

ただし、出身学校長の推薦書が得られない方は、本人の願ひ出によって推薦書にかえることが出来ます。なお詳しいことについては本会にお問い合わせ下さい。

△添付書類

- 一、戸籍抄本又は謄本
- 二、資産証明書並に所得調査書
- 三、在学証明書並に卒業成績調査書
- 四、人物考定書
- 五、身体検査書

